

令和5年度答申第41号
令和5年11月6日

諮問番号 令和5年度諮問第44号（令和5年10月10日諮問）
審査庁 防衛大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、海上自衛隊A地方総監（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 自衛隊員の懲戒処分

自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項（令和3年法律第61号による改正（令和5年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができることと規定し、同項1号には、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」が掲げら

れている。

(2) 退職手当の支給

退職手当法 2 条 1 項（令和 3 年法律第 6 1 号及び第 6 2 号による改正（いずれも令和 5 年 4 月 1 日施行）前のもの）は、この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。

(3) 退職手当の支給制限

ア 退職手当法 1 2 条 1 項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう（退職手当法 1 1 条 2 号ホ）。以下同じ。）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」という。）を行うことができると規定し、同項 1 号には、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」が掲げられている。

なお、上記の「懲戒免職等処分」とは、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号） 8 2 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいうとされている（退職手当法 1 1 条 1 号）。

イ 上記アの「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号。以下「退職手当法施行令」という。） 1 7 条が「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

(4) 自衛官の居住場所

ア 自衛隊法 5 5 条は、自衛官は、防衛省令で定めるところに従い、防衛大臣が指定する場所に居住しなければならないと規定している。

イ 自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号） 5 2 条 2 項（令和 2 年防衛省令第 5 号による改正（同年 6 月 3 0 日施行）前のもの。以下

同じ。)本文は、船舶(防衛大臣の定める船舶を除く。)に乗組みを命ぜられた海上自衛官以外の海上自衛官で海曹長以下の者は、営舎(防衛大臣の指定する集団的居住場所をいう。以下同じ。)内に居住しなければならないと規定し、同項ただし書は、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる」と規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成a年b月c日に海上自衛隊A教育隊に第d期練習員として教育入隊し、平成e年f月g日に練習員課程を修了した後、補給艦、輸送艦、護衛艦等への乗組み、自衛艦隊司令部、海上自衛隊幹部学校、A警備隊等での勤務を経て、平成h年i月j日にB機関勤務を命じられ、C所D科E係に配置された。

(海上自衛隊勤務記録表)

- (2) 懲戒権者である海上自衛隊A地方総監は、平成30年3月19日、審査請求人に対し、以下の理由により、懲戒処分として免職に処するとの処分(以下「本件懲戒免職処分」という。)をし、これにより、審査請求人は、海上自衛隊を退職した。

ア 違反事実

審査請求人は、営舎外居住の資格がないことを知りながら、営舎外居住者(以下「営外者」という。)であれば営舎内居住者よりも当直回数を減らすことができるとともに、外出手続の必要もなく、同居していない内縁関係の女性(以下「内縁関係者」という。)と会う時間を増やすことができるなどと安易に考え、内縁関係者とは別の女性と同居している事実がないにもかかわらず、当該別の女性を同居人として作為した住民票を利用して営舎外居住許可申請書を提出し、内縁関係者と同居するかのよう上司を欺き、不正に営舎外居住許可を得た。これによって、審査請求人は、手当の不正受給目的ではなかったものの、給与明細書により営舎外居住許可に付随して支給されている手当の支給額についても十分な認識を持ちながら、平成25年7月から平成29年12月までの4年6か月の間、営外手当、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当として国から合計186万1,028円を支給させ、これを不法領得するという非違行為(以下

「本件非違行為」という。)をした。

イ 認定

本件非違行為は、故意に事実を偽って他人を錯誤に陥れ、本来の当直勤務を減免され、不当に手当を受給したものであり、その原因、動機、手段からして計画的かつ極めて悪質な行為であり、隊員の信頼関係及び国民の信頼を失墜させる重大な規律違反である。

一方で、審査請求人の当時の勤務態度は、普通であり、不正に受給した手当は、遅延損害金も含めて一括返済されている。しかし、これらを考慮しても、処分を軽減するまでには至らず、「免職」が相当と認定した。

ウ 適用法条

自衛隊法46条1項1号

(懲戒処分宣告書、懲戒処分説明書)

- (3) 退職手当管理機関である海上自衛隊A地方総監(処分庁)は、平成30年3月20日、審査請求人に対し、以下の理由により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(本件支給制限処分)をした。

ア 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認める理由

審査請求人は、営外者になれば当直回数を減らすことができるなどの安易な考えにより、知人から便宜を受けた女性と内縁関係がなく、同居の事実もないにもかかわらず、当該女性と同居するかのようにならざるを得ない状況下で、当該女性を同居人として作為した住民票を添付し、営舎外居住許可申請をし、その許可を得たことによって、営外手当及び通勤手当等を不正に受給した。

イ 退職手当法施行令17条に定める事情に関し勘案した内容

- (ア) 審査請求人が占めていた職の職務及び責任

C所D科E係

- (イ) 審査請求人の勤務の状況

普通であった。

- (ウ) 本件非違行為の内容

公金官物の不法領得

- (エ) 本件非違行為に至った経緯

営外者になれば、当直回数を減らすことができ、2時間以上の通勤時間についても上司の同意が得られるであろうとの安易な考えから、虚偽の申告をした。

- (オ) 本件非違行為後における審査請求人の言動

深く後悔しており、いかなる処分も受ける覚悟である。

(カ) 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度

職員の信頼関係を失墜させた。

(キ) 本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響

自衛隊に対する信頼を失墜させた。

(退職手当支給制限処分書)

(4) 審査請求人は、平成30年6月7日付けで、防衛大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査請求人は、平成30年6月7日付けで、審査庁に対し、本件懲戒免職処分を不服として審査請求（以下「懲戒免職処分審査請求」という。）をした。

審査庁は、自衛隊法49条3項の規定に基づき、懲戒免職処分審査請求を防衛人事審議会に付議したところ、防衛人事審議会は、令和4年7月20日、本件懲戒免職処分は妥当であると判断し、懲戒免職処分審査請求は棄却すべきものと認定するとの議決をした。

審査庁は、令和4年9月15日、上記議決に基づき、懲戒免職処分審査請求を棄却するとの裁決をした。

(懲戒免職処分審査請求に係る議決書及び裁決書)

(6) 審査庁は、令和5年10月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

退職手当支給制限処分に関する退職手当法施行令17条及び昭和60年4月30日付け総人第261号総務庁長官通知「国家公務員退職手当法の運用方針の制定について」の別紙「国家公務員退職手当法の運用方針」（以下「退職手当法運用方針」という。）第12条関係によれば、本件支給制限処分は、処分庁が裁量権の範囲を越えてした不当な処分であるから、その取消しを求める。

(1) 「当該退職した者が占めていた職の職務及び責任」について

審査請求人は、本件支給制限処分の当時、3等海曹であり、業務上、何らかの責任や権限を有する立場ではなかったから、審査請求人の影響力は乏しく、本件非違行為が国民の公務に対する信頼を直接害するような要素

は見当たらない。したがって、審査請求人に対し、特段厳しい処分をする理由は見いだせない。

(2) 「当該退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人は、平成 a 年の入隊以降、特段大きな不祥事を起こすこともなく、真面目に勤務を継続してきた。また、審査請求人は、過去に類似の非違行為に及んだこともない（退職手当法運用方針第 12 条関係の 4 号）。したがって、審査請求人に対し、あえて厳しい処分をする理由は見いだせない。

(3) 「当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度」について

ア 事実誤認

審査請求人は、実質的に営舎外居住許可を受けるための要件を満たしていたから、本件懲戒免職処分には、重大な事実誤認がある。

イ 量定不当

(ア) 人事院の「懲戒処分の指針」との不均衡

平成 12 年 3 月 31 日付け職職—68 人事院事務総長通知「懲戒処分の指針について」の別紙「懲戒処分の指針」（以下「人事院懲戒処分指針」という。）によれば、公金官物取扱い関係のうち、諸給与の違法支払・不適正受給は、公金官物の横領、窃取、詐取などとは意図的に区別され、前者に対する処分の量定は、後者に対する処分の量定よりも比較的緩やかな「減給又は戒告」とするとされている。

これに対し、昭和 53 年 7 月 6 日付け海上自衛隊達第 26 号「懲戒処分等の基準に関する達」（以下「本件懲戒処分等基準」という。）の別表第 1（第 13 条関係）は、公金官物の窃取、詐取及び横領を「公金官物の不法領得」としてひとまとめにし、諸給与の不適正受給との峻別をしていない。そのため、諸給与の不適正受給に対する処分の量定も、本件懲戒処分等基準の「重大な場合」、「軽微な場合」及び「極めて軽微な場合」の 3 段階に応じた処分の量定の中で考慮することになる。

しかし、本件非違行為は、管理保管中の公金官物に対する財産犯ではなく、諸給与の不適正受給であり、公務に支障を来す側面はなく、専ら行政庁内部での事柄であるから、国民の信頼失墜も間接的なものにとどまり、部内外に及ぼす影響は相対的に軽微である。

したがって、本件では、人事院懲戒処分指針との均衡上、少なくとも「重大な場合」に該当することを前提とした処分をすることは許されず、

「停職」以下の処分の枠の中で量定をすべきであった。

(イ) 裁量権の逸脱又は濫用

審査請求人は、実質的に営舎外居住許可を受けるための要件を満たしていたから、本件は、内縁関係がないにもかかわらず、内縁関係があるかのような外観を作出して営舎外居住許可を得たという事案とは、悪質性の程度が大きく異なる。したがって、本件懲戒免職処分は、非違行為の程度に比して過度に重い処分であり、比例原則に違反する。

また、過去の類似の事案では、いずれも「停職又は減給」の処分がされているから、本件懲戒免職処分は、平等原則に違反する。

(ウ) 小括

以上によれば、本件懲戒免職処分は、違法な処分であり、本件では、少なくとも「停職」以下の処分にとどめるべきであった。その帰結として、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号イに定める場合（「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」）に該当するから、一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当一部不支給処分」という。）にとどめるべきであった。

(4) 「当該非違に至った経緯」について

審査請求人は、かつて自らの上司であった自衛隊OBに相談し、その助言に従って、内縁関係ではない別の女性を同居人として作為した住民票を利用して営舎外居住許可を得たが、このような方法は、審査請求人自身は考え付きもしなかった。したがって、本件には、計画性は一切ないし、元上司の助言に従ったという経緯には、一定の酌むべき事情が存在するから、この点は、審査請求人に有利に斟酌すべきである（退職手当法運用方針第12条関係の5号）。

(5) 「当該非違後における当該退職をした者の言動」について

審査請求人は、受給した各種手当（186万1,028円）について、その額に遅延損害金を付した全額（209万1,949円）を国に返済したから、国に生じた損害は、完全に回復しているし、このことは、審査請求人が真摯に反省していることの表れである。これらの点は、審査請求人に有利に斟酌すべきである。

それにもかかわらず、本件支給制限処分により、審査請求人は、本来であれば受給することができた退職金の全額（716万0,744円）を受

給することができなくなったから、本件支給制限処分は、過度に重い処分である。

(6) 「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

審査請求人は、管理職ではないから、職務における権限や影響力は、大きくない。処分庁は、本件非違行為が部隊の規律や士気を著しく低下させたなどと主張するが、その具体的な内容は、不明である。内縁関係者との交流時間の確保を目的としてされた本件非違行為が他の職員の公務の遂行に影響を及ぼすことなどあり得ない。

(7) 「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

本件は、刑事罰の対象になっておらず、新聞などによる報道がされていないから、市民の耳目を集めるような事件にはなっていない。また、本件は、公務に関連する非行のように、国民の公務に対する信頼を毀損したり、公務員としての職務上の適格性に問題が生じたりする事案ではない。したがって、本件非違行為が公務の遂行に対する国民の信頼に影響を及ぼすことはないのであり、この点も、審査請求人に有利に斟酌すべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件支給制限処分は、本件懲戒免職処分に起因するものであるが、本件懲戒免職処分に係る審査請求（懲戒免職処分審査請求）については、自衛隊法の規定に基づく審査請求手続に則り、令和4年9月15日、棄却するとの裁決がされている。

なお、本件審査請求に係る審理手続を行う者として指定された審理員は、本件懲戒免職処分の当否を判断する権限を有していないため、本件支給制限処分の当否の判断は、本件懲戒免職処分が有効であることを前提として行うことになる。

(2) 本件支給制限処分の適否について、退職手当支給制限処分に関する退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条及び退職手当法運用方針第12条関係の2号から7号までの規定に基づき検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、平成a年b月c日に海上自衛隊に入隊し、平成h年i月

j 日から本件懲戒免職処分を受けるまでの間、海上自衛隊B機関C所D科E係に所属していた者であり、本件非違行為の当時の階級は、3等海曹であった。当該階級は、管理職ではないが、海士（海士長、1等海士及び2等海士）を教育指導するとともに、上位階級（幹部自衛官のほか、准海尉、海曹長、1等海曹及び2等海曹）を補佐する立場であるから、本件非違行為が部隊の規律・士気を著しく低下させ、海上自衛隊の信頼性を損なうものであったことは明らかである。

したがって、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人は、過去に処分歴がないと主張するようである。しかし、審査請求人は、平成k年1月m日、後輩隊員に対する金銭の貸付け及び法定利息を超える利息の受領行為（私行上の非行（出資法違反））により、海上自衛隊A教育隊司令から停職n日の懲戒処分を受けている。

したがって、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

(ア) 防衛人事審議会は、審査請求人が事実でない内縁関係を偽装し、不正に営舎外居住許可を得たことは明らかであり、審査請求人が事実と異なる虚偽の申請をしたことは正当化することができないから、実質的に営舎外居住許可を受けるための要件を満たしていたとの審査請求人の主張は認めることはできないと判断している。

なお、防衛人事審議会は、人事院懲戒処分指針と本件懲戒処分等基準とで処分の量定基準が異なるとしても、それは、自衛隊員としての職務固有の事情等に基づくものであるから、処分の量定基準が異なることをもって、本件懲戒免職処分が直ちに不当であるということにはならないとして、懲戒免職処分審査請求は棄却すべきであると議決している。

したがって、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号イに定める場合（「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」）に該当しない。

(イ) また、本件は、公金官物の不法領得であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ロに定める場合（「懲戒免職等処分の理由とな

った非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」)にも該当しない。

(ウ) さらに、本件は、故意による事案であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ハに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）及び同号ニに定める場合（「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

(エ) 以上によれば、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号が退職手当一部不支給処分にとどめることを検討する場合として定めるいずれの場合にも該当しないから、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

本件非違行為については、防衛人事審議会が判断しているとおおり、審査請求人が事実でない内縁関係を偽装し、不正に営舎外居住許可を得たことが明らかであるから、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動について

防衛人事審議会は、審査請求人が、不正に受給した各種手当について、その額に遅延損害金を付した全額を国に返済したと主張している点は、有利に判断する余地がないではないが、海上自衛隊A地方総監がその点を斟酌して処分を軽減しなかったとしても、そのことをもって、海上自衛隊A地方総監が懲戒権の範囲を逸脱したとまではいえないと判断している。

また、防衛人事審議会は、海上自衛隊A地方総監は、本件懲戒免職処分をするに当たり、本件非違行為の態様、原因、動機、手段、結果及び部内外に及ぼす影響等を総合的に判断した上で、防衛省・自衛隊内の過去の類似処分事例等も考慮して、処分の量定をしたことが認められるから、本件懲戒免職処分が平等原則に違反し、懲戒権の範囲を超えた不当なものとはいえないと判断している。

したがって、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の6号に定める場合（「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合」）に該当しないから、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判

断は、妥当である。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

審査請求人は、本件非違行為の当時、3等海曹であり、業務上、何らかの責任や権限を有する立場になかったから、本件非違行為が国民の公務に対する信頼を直接害するような要素は見当たらないと主張する。しかし、3等海曹は、下位階級を教育指導するとともに、上位階級を補佐する立場であるから、本件非違行為が部隊の規律・士気を著しく低下させたことは明らかである。また、自衛隊法55条は、自衛隊の任務や勤務の特殊性に基づき、自衛官に対して防衛大臣の指定する場所への居住義務を課したものであるから、本件非違行為は、自衛隊の任務遂行に及ぼす影響が極めて大きいものである。

また、審査請求人は、本件は、刑事罰の対象になっておらず、新聞などによる報道がされていないから、国民の公務に対する信頼を毀損したり、公務員としての職務上の適格性に問題が生じたりする事案ではないとも主張する。しかし、防衛人事審議会は、本件非違行為は、公金官物の詐取に該当し、その経済的価値及び部内外に及ぼす影響を考慮するならば、極めて重大な場合に相当すると判断している。

したがって、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は、極めて重大であるから、処分を軽減する理由はないとした処分庁の判断は、妥当である。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、審査請求人の主張はいずれも認めることができず、本件非違行為の重大性を考慮するならば、処分を軽減する理由はないというべきである。
- (4) 以上によれば、本件支給制限処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件懲戒免職処分及び本件支給制限処分に係る各審査請求の手続の経過は、次のとおりである。

ア 本件懲戒免職処分に係る審査請求（懲戒免職処分審査請求）

本件懲戒免職処分 ：平成30年3月19日

審査請求の受付 ：同年6月19日

- 防衛人事審議会の議決 : 令和4年7月20日
 裁決 : 同年9月15日
- イ 本件支給制限処分に係る審査請求（本件審査請求）
 本件支給制限処分 : 平成30年3月20日
 審査請求の受付 : 同年6月19日
 審理員の指名 : 令和5年2月14日
 （上記アの裁決から約5か月、審査請求の
 受付から約4年8か月）
- 反論書の受付 : 同年5月31日
 審理員意見書の提出 : 同年7月21日
 （反論書の受付から約1か月半）
- 諮問 : 同年10月10日
 （審理員意見書の提出から約2か月半、審
 査請求の受付から約5年3か月半）

(2) 上記(1)のイによれば、本件審査請求では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約4年8か月、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約1か月半、③審理員意見書の提出から諮問までに約2か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約5年3か月半もの長期間を要している。

上記①の手續に約4年8か月もの期間を要したのは、審査庁の説明によれば、本件審査請求の受付時に、審査請求人本人との間で、本件支給制限処分の前提である本件懲戒免職処分に係る審査請求（懲戒免職処分審査請求）に対する裁決がされるまで、本件審査請求の審理手續を保留するとの合意がされたからであるという（令和5年10月25日付けの審査庁の事務連絡・記2の(1)）。そうであれば、懲戒免職処分審査請求に対する裁決がされるのを待って、速やかに本件審査請求の審理手續を進めるべきであったにもかかわらず、本件で審理員の指名がされたのは、上記裁決がされてから約5か月が経過した後である。この点について、審査庁は、上記裁決が令和4年9月15日にされたとの連絡を令和5年1月12日に受けたため、同日、審査請求人代理人と連絡を取り、本件審査請求の審理手續を開始したと説明する（上記事務連絡・記2の(2)）。そうすると、本件審査請求の審理手續が長期化した主な原因は、防衛省内部において、上記裁決がされたことが、約4か月もの間、本件審査請求の担当部署に連絡されな

かったことにあるということが出来る。審査庁においては、関係する審査請求が係属している場合には、その関係部署間において情報の共有及び伝達が円滑にされるように連絡体制を整備されたい。

また、上記②及び③の各手続に上記の各期間を要したことについても、特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求に係る一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者である（上記第1の2の(2)）から、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定に基づき、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる（上記第1の1の(3)）ところ、処分庁は、上記の各事情を勘案して本件支給制限処分をしたと主張している（弁明書）。

- (2) そこで、本件支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記(1)の各事情について検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、本件非違行為の当時、海上自衛隊B機関C所D科E係で勤務していた者であり（上記第1の2の(1)）、階級は、3等海曹であった（海上自衛隊勤務記録表）。

3等海曹は、全部で16ある海上自衛官の階級のうち、下から4番目の階級であるから、審査請求人は、下位階級である海士（海士長、1等海士及び2等海士）を直接指導し、幹部（3等海尉以上）を補佐する立場にあった（防衛省のホームページの「自衛官の階級」）。本件非違行為は、自衛官の居住場所に関する規律（上記第1の1の(4)）に違反したものであるから、審査請求人が直接指導する下位階級の職員等の規律に悪影響を及ぼすものというべきである。

イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人の人事評価は、業務・能力とも「B」であり、勤務態度は普通であった（調査報告書）が、審査請求人は、後輩隊員に対する金銭の貸付け及び法定利息を超える利息の受領行為（私行上の非行（出資法違反））をしたとして、平成k年1月m日、停職n日の懲戒処分を受けている（海上自衛隊勤務記録表、懲戒免職処分審査請求に係る議決書）。

したがって、審査請求人の勤務の状況には、処分を軽減すべき事情は認められない。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

懲戒権者である海上自衛隊A地方総監は、本件非違行為は計画的かつ極めて悪質な行為であり、隊員の信頼関係及び国民の信頼を失墜させる重大な規律違反であって、審査請求人の当時の勤務態度が普通であり、不正に受給した手当が遅延損害金も含めて一括返済されていることを考慮しても、処分を軽減するまでには至らず、「免職」が相当と認定して（上記第1の2の(2)のイ）、審査請求人に対し、本件懲戒免職処分をした。審査請求人は、本件懲戒免職処分に対しても審査請求をしたが、本件懲戒免職処分は妥当であると判断した防衛人事審議会の議決に基づき、懲戒免職処分審査請求は棄却するとの裁決がされている（上記第1の2の(5)）。したがって、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号イに定める場合（「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」）に該当しない。

また、本件は、不正な営舎外居住許可の取得とそれに伴う公金官物の不法領得の事案であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ロに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

さらに、本件は、故意による事案であるから、退職手当法運用方針第12条関係の2号ハに定める場合（「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも、同号ニに定める場合（「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」）にも該当しない。

以上によれば、本件は、退職手当法運用方針第12条関係の2号が退職手当一部不支給処分にとどめることを検討する場合として定めるいずれの

場合にも該当しない。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

本件は、審査請求人が虚偽の内縁関係を偽装して不正に営舎外居住許可を得た事案である。審査請求人は、虚偽の内縁関係を偽装するという方法は、自分が考え付いたものではなく、相談をした元上司から助言されたものであるから、本件非違行為をするに至った経緯には、一定の酌むべき事情が存在すると主張する（上記第1の3の(4)）。しかし、そのような経緯があったとしても、虚偽の内縁関係を偽装して不正に営舎外居住許可を取得したことを正当化することができないことはいまでもない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、本件支給制限処分（平成30年3月20日）を受ける前（同年2月16日）に、不正に受給した手当の額（186万1,028円）に遅延損害金を付した全額（209万1,949円）を国に返済している（納入告知書領収証書）。

また、審査請求人は、本件非違行為の調査を受けた際に、「入隊して〇年も経過し、若年隊員を指導していかなければならない立場であるのにもかかわらず、私の安易で軽率な考えで規律違反を起こし、上司や同僚にご迷惑をおかけして、まことに申し訳なく思っております。今後は、二度と再びこのようなことがないように深く反省します。」と反省の弁を述べている（審査請求人の供述調書）。

しかし、自衛官の任務や職務の特殊性に鑑みるならば、その居住場所に関する規律に違反した本件非違行為は、重大な規律違反というべきであるから、上記のとおり、審査請求人が本件非違行為によって国に生じた損害を全額弁償し、反省の弁を述べているとしても、そのことをもって処分を軽減しなかった処分庁の判断が不合理であるとはいえない。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

審査請求人は、3等海曹として、海士を直接指導し、幹部を補佐する立場にあったにもかかわらず、虚偽の内縁関係を偽装して不正に営舎外居住許可を得て、4年6か月もの間、営舎外居住許可に付随して支給される各種手当（186万1,028円）を不法領得したのであるから、本件非違行為は、審査請求人が直接指導する下位階級の職員等の規律に悪影響を及

ぼすものというべきであり、公務の遂行に影響を及ぼす支障の程度及び公務に対する国民の信頼に及ぼす影響は大きいものと認められる。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、本件非違行為は、自衛官の居住場所に関する規律に違反したものであり、虚偽の内縁関係を偽装して不正に営舎外居住許可を得て、営舎外居住許可に付随して支給される各種手当を4年6か月もの長期間にわたり不正に受給したという極めて悪質なものであって、自衛隊の公務の遂行に大きな支障を及ぼし、自衛隊に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。審査請求人は、本件非違行為によって国に生じた損害を全額弁償し、反省の弁も述べているが、これらの事情は、本件非違行為の悪質性や自衛隊の公務の遂行及び自衛隊に対する国民の信頼に及ぼす影響の大きさを考慮するならば、処分を軽減する理由にはならないというべきである。

なお、審査請求人は、本件懲戒免職処分には事実誤認及び量定不当の違法があるとも主張する（上記第1の3の(3)）が、本件懲戒免職処分の適否は、本件とは別の手続（本件懲戒免職処分に係る審査請求及び本件懲戒免職処分の取消訴訟）で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主張は、本件での検討対象とはならない（懲戒免職処分審査請求において、審査請求人は上記主張をしたが、上記主張は認められず、本件懲戒免職処分は妥当であるとの防衛人事審議会の議決がされ、同議決に基づき、懲戒免職処分審査請求は棄却するとの裁決がされている（懲戒免職処分審査請求に係る議決書及び裁決書））。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件支給制限処分は、裁量権を逸脱又は濫用した違法又は不当なものとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原		優
委	員	野	口	貴 公 美
委	員	村	田	珠 美